

## (一社) 福島県電設業協会災害対策本部規程

### (趣 旨)

第1条 地震、大雨等の異常な天然現象及び予期できない災害(以下「緊急事態」という。)が発生し、災害時における応急対策業務の支援に関する協定を締結している自治体若しくは、関係行政機関からの応急対策業務の支援要請に適宜適切に対応するため、一般社団法人福島県電設業協会災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)に関して必要な事項を定める。

### (組 織)

- 第2条 災害対策本部を協会事務局に置く。また、支部事務局に地方災害対策部を置く。
- 2 災害対策本部長(以下「本部長」という。)は会長をもって充て、副本部長は副会長をもって充てる。
  - 3 地方災害対策部長(以下「地方部長」という。)は支部長をもって充て、地方副部長は、支部の副支部長若しくは支部会員より支部長が定める者をもって充てる。
  - 4 会員は、所属する支部の地方災害対策部に所属する。

### (別表—1)

### (本部長等の権限等)

- 第3条 本部長は、災害対策本部の事務・事業を総括し、所属する会員を指揮監督する。
- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
  - 3 地方部長は、地方災害対策部の事務・事業を総括し、所属支部の会員を指揮監督する。
  - 4 地方副部長は、地方部長を補佐し、地方部長に事故があるときは、その職務を代理する。
  - 5 会員は、本部長又は地方部長の指示により災害対策本部の事務・事業に従事する。

### (実施体制および連絡系統)

第4条 緊急事態の応急対策業務に円滑に対応するため、実施体制会員、及び災害対策本部と地方災害対策部の連絡系統をあらかじめ定めるものとする。

### (別表—2、別表—3)

### (その他)

第5条 この規程に定めるもののほか、災害対策本部に関して必要な事項は、本部長が定める。

### 付 則

本規程は、平成17年8月4日より施行する